令和4年度

要望書

静岡県中小企業団体中央会

静岡市葵区追手町44番地の1

静岡県知事 川 勝 平 太 様

静岡県中小企業団体中央会 会 長 山 内 致 雄

日頃より当会の事業運営につきましては、格別なるご支援とご理解を 賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大は、県民上げての取組によっても 未だ打開できる状況にはなく、今後も息の長い対応を覚悟しなければな らない状況にあります。

これまで国が行っている感染防止対策は、人流を止めることを軸とする対策であり、その結果、経済に大きなダメージを与えるという副作用をもたらしております。成果が見えにくい中での感染防止対策に、コロナワクチンに一縷の望みを持ちつつも、焦燥感に加え虚無感を感じる事業者が多数存在するのも事実であります。

コロナ禍により非常に厳しい状況にある事業者が存在する中で、現状を乗り越え将来に向け持続的に発展していくためには、中小企業1社単独ではなく、中小企業・小規模事業者の連携体である中小企業組合による対応が有効であり、これまで以上に組合が担うべき責務は増しております。

私ども中央会並びに中小企業組合におきましては、コロナ禍において、感染防止対策と経済活動の両立のため、これまで以上に現場の声を常に正面から受け止めつつ、感染防止対策と中小企業・小規模事業者の発展のために努力して参る決意でございます。

静岡県のすべてをご理解いただいているのは、静岡県ご当局をおいて 他にありません。

ぜひとも、これまでにも増して、危急存亡にある業界への大胆な支援を早急に打ち出していただくとともに、本県経済に光を見出すことができるよう、明るい将来に向けて日々挑戦する中小企業・小規模事業者への変わらぬご支援を賜りますようここに強く要望申し上げる次第であります。

1. 現下のコロナ禍への対応並びにウィズコロナに向けた支援

(1) コロナ禍の現状を乗り越えるための支援

- ・危急存亡にある飲食業、宿泊業の事業継続を支える資金給付の拡大
- ・中小企業組合が実施する小規模な職域ワクチン接種に対する補助及び サポート体制の整備
- ・中小企業組合によるクラスター感染防止対策及び感染時の社内対応の ルール策定と普及啓発に対する補助
- ・雇用調整助成金の特例措置、固定資産税の減免等に対する継続の要請 及び最低賃金引上げを補完する支援

(2) ウィズコロナにおける業界再生及び事業再構築等に対する支援

- ・観光関連、地域振興型の中小企業組合等が実施する誘客キャンペーン に対する補助や県独自の観光振興などによる支援
- ・中小企業組合によるニューノーマル社会に対応した既存事業の再構築 及び新たなビジネス手法の確立に対する補助

【背景及び理由】

- ○飲食業、宿泊業においては、感染防止対策の推進、営業時間の短縮や酒類の 提供禁止措置などによって、日日の資金に窮するなど、極めて厳しい状況に 置かれている。事業の維持、継続のためには、直接的な資金の給付が最も効 果的であるとの意見が強い。
- ○「職域接種」は、医療従事者の確保が困難であることなどから、大企業での 実施が中心で、中小企業組合における実施は少数に止まった。また、開始時 期の遅れが目立つなど、結果的に地域間や企業規模間の格差が生じている。 迅速かつ適正な接種のためには、作業負担の軽減化と関係機関の協力が不可 欠である。
- ○感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、感染予防の具体的な検討及び実践、感染時の社内対応ルールの策定が必要である。業種毎のガイドラインが示されているが普及啓発が不十分である。
- ○雇用調整助成金の特例措置、固定資産税の減免については、事業継続に対す

る効果が大きく、制度上の継続、拡充を望む声が大きい。また、最低賃金の 急激な引き上げは、中小企業の経営を圧迫、雇用の抑制にもつながりかねな いためことから、雇用維持のための独自の対策が必要である。

- ○コロナ禍の影響を強く受けた観光関連、地域振興の業種・業態等においては、 自助努力に限界があり、早期の経営の立て直しが困難である。国の支援施策 を活用した需要喚起、誘客対策のほか、ここ数年の本県ゆかりの人物が登場 する大河ドラマを活用した県域での地域間連携のキャンペーンなど、県独自 のプロモーション活動が求められる。
- 〇ポスト・コロナを見据えた「ニューノーマル」と呼ばれる社会・経済の変化 に対応し、既存事業の革新や新たな事業に挑戦する動きが見られる。こうし た動きを加速化させ、地域において面的な拡大を図るため、中小企業組合の 取組みに対する支援が必要である。

2. 次代を見据えた中小企業の振興を図るための支援

(1) 本会デジタル化サポートセンターの機能強化に対する支援

・中小企業においてデジタル化の推進を担う人材(デジタル化人材)の 育成を図る事業(業種、階層及び段階別)に対する補助

(2) 中小企業組合によるSDGS参画・活用の推進に対する支援

・組合によるSDGSの取組みに対する補助及び県独自の認証制度の創設

(3)「特定地域づくり事業協同組合制度」の活用及び運営に対する支援

・新たな過疎対策として「特定地域づくり事業協同組合」の普及啓発、 組織体制の維持に関する財政支援

(4) 中小企業組合及び中小企業への官公需受注機会の拡大及び配慮

・地域経済の牽引役である地元の中小企業組合及び中小企業に対する優 先発注並びに柔軟な工期の設定や発注時期の早期提示

【背景及び理由】

- ○中小企業のデジタル化の遅れが指摘され、人材不足がその原因のひとつとなっている。中小企業においては「身の丈」に合った現場目線でのデジタル化が有効であることから、IT リテラシー、戦略策定及び導入・運営管理等に通じた「デジタル化人材」の育成が重要で、業種、役職及び導入レベル等を考慮した実施が効果的である。
- OSDGs (エスディージーズ) は、2030年のあるべき姿を描いた 17の目標と、それらの目標を達成するための具体的な 169個のターゲットが設定されている。中小企業組合においては、組織の性格上、SDGsの要素を内包し、地域における社会貢献や環境対策、省エネ推進に取組むなどの事例が数多く存在しており、これらに対する支援が本県における普及拡大に直結する。
- ○県内の過疎対策は、地理的条件、産業基盤及び地域資源等が異なることから、 実情に応じた対策が必要で、多くの地域で企業組合が産業振興の担い手と活 躍してきた。こうした中、昨年度誕生した「特定地域づくり事業協同組合」が 地域における担い手確保の新たな手段となり得るが、組織運営のための資金

及び情報が不十分である。

○中小企業組合等の官公需の受注は、発注機関の一括発注による発注規模の大型化、官公需適格組合制度に対する認識不足等から、受注確保が十分とは言い難い。従って、今後、さらに官公需の分離・分割発注を推進し、受注機会の拡大を図るとともに、適正な施行を可能とする工期の確保及び受注体制の整備のための発注時期の早期提示が必要である。

3. 中央会指導員・職員設置費及び中小企業連携組織対策事業費予 算の満額確保

- (1)中央会の指導員、職員に対する人件費及び中小企業組合を活用した中小 企業の振興を図る事業費の安定的且つ継続的な確保
 - ・「中小企業連携組織対策事業」実施における人件費の満額確保(指導員30人、職員5人)
 - ・「中小企業連携組織対策事業費補助金」の満額確保

【背景及び理由】

- 〇コロナ禍にあって、中小企業等の経営課題はより多様化し深化している。こ うした課題は、これまでのビジネスモデルでは通用しない大きな変革を要す るなど、中小企業等単独での課題解決には限界があり、中小企業組合を活用 した課題解決への取組が重要になる。
- 〇中央会は中小企業組合の専門支援機関として、会員約880組合及び傘下中小企業数約5万2千社の経営基盤の強化に務めており、その原動力である人的資源の確保・充実は組織機能の強化に欠かすことができない。また、中小企業組合の自主的な事業活動の促進は、本県経済の活性化に大きく寄与するものである。
- ○従って、中央会の指導員、職員に対する人件費及び中小企業組合に対する事業 費の確保、充実が必要である。